

+千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（案）新旧対照表

新	旧
千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 平成30年8月27日制定 令和3年3月22日一部改正 <u>令和7年 月 日一部改正</u> （維持管理状況の報告及び公表） 第29条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設維持管理状況報告書（別記第10号様式）により、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各期間における汚染土壌処理施設の維持管理の状況を当該各期間に属する最終月の翌月末日までに知事に報告しなければならないものとする。 2 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の維持管理に関する情報であって維持管理基準で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。 <u>附則</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。</u>	千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱 平成30年8月27日制定 令和3年3月22日一部改正 （維持管理状況の報告及び公表） 第29条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設維持管理状況報告書（別記第10号様式）により、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各期間における汚染土壌処理施設の維持管理の状況を当該各期間に属する最終月の翌月末日までに知事に報告しなければならないものとする。 2 汚染土壌処理業者は、汚染土壌処理施設の維持管理に関する情報であって維持管理基準で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。

新	旧																																								
別記第 10 号様式（第 29 条第 1 項関係） 汚染土壌処理施設維持管理状況報告書 年 月 日 千葉県知事 様 報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあって は、その代表者の氏名 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 29 条第 1 項の規定により汚染土壌処理施設の維持管理の状況を次のとおり報告します。 <table border="1"> <tr> <td>許可の年月日及び許可番号</td> <td>年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設の設置の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設の処理能力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告に係る期間</td> <td>年 月から 年 月</td> </tr> <tr> <td>排水の水質測定結果</td> <td>別紙 1 のとおり</td> </tr> <tr> <td>地下水の水質測定結果</td> <td>別紙 2 のとおり</td> </tr> <tr> <td>大気有害物質及びダイオキシン類の量の測定結果</td> <td>別紙 3 のとおり</td> </tr> </table> 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。	許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		汚染土壌処理施設の設置の場所		汚染土壌処理施設の種類		汚染土壌処理施設の処理能力		汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		報告に係る期間	年 月から 年 月	排水の水質測定結果	別紙 1 のとおり	地下水の水質測定結果	別紙 2 のとおり	大気有害物質及びダイオキシン類の量の測定結果	別紙 3 のとおり	別記第 10 号様式（第 29 条第 1 項関係） 汚染土壌処理施設維持管理状況報告書 年 月 日 千葉県知事 様 報告者 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあって は、その代表者の氏名 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第 29 条第 1 項の規定により汚染土壌処理施設の維持管理の状況を次のとおり報告します。 <table border="1"> <tr> <td>許可の年月日及び許可番号</td> <td>年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設に係る事業場の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設の設置の場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設の処理能力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告に係る期間</td> <td>年 月から 年 月</td> </tr> <tr> <td>排水の水質測定結果</td> <td>別紙 1 のとおり</td> </tr> <tr> <td>地下水の水質測定結果</td> <td>別紙 2 のとおり</td> </tr> <tr> <td>大気有害物質及びダイオキシン類の量の測定結果</td> <td>別紙 3 のとおり</td> </tr> </table> 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。	許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		汚染土壌処理施設の設置の場所		汚染土壌処理施設の種類		汚染土壌処理施設の処理能力		汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		報告に係る期間	年 月から 年 月	排水の水質測定結果	別紙 1 のとおり	地下水の水質測定結果	別紙 2 のとおり	大気有害物質及びダイオキシン類の量の測定結果	別紙 3 のとおり
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号																																								
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称																																									
汚染土壌処理施設の設置の場所																																									
汚染土壌処理施設の種類																																									
汚染土壌処理施設の処理能力																																									
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態																																									
報告に係る期間	年 月から 年 月																																								
排水の水質測定結果	別紙 1 のとおり																																								
地下水の水質測定結果	別紙 2 のとおり																																								
大気有害物質及びダイオキシン類の量の測定結果	別紙 3 のとおり																																								
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号																																								
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称																																									
汚染土壌処理施設の設置の場所																																									
汚染土壌処理施設の種類																																									
汚染土壌処理施設の処理能力																																									
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態																																									
報告に係る期間	年 月から 年 月																																								
排水の水質測定結果	別紙 1 のとおり																																								
地下水の水質測定結果	別紙 2 のとおり																																								
大気有害物質及びダイオキシン類の量の測定結果	別紙 3 のとおり																																								

新										旧									
別紙 1－1										別紙 1－1									
排水の水質測定結果 (排水を公共用水域に排出する場合)										排水の水質測定結果 (排水を公共用水域に排出する場合)									
試験採取場所										試験採取場所									
試験採取年月日										試験採取年月日									
項目			測定値	基準値	項目			測定値	基準値	項目			測定値	基準値					
単位					単位					単位									
1	カドミウム及びその化合物	mg/L			23	ベンゼン	mg/L			23	ベンゼン	mg/L							
2	シアン化合物	mg/L			24	セレン及びその化合物	mg/L			24	セレン及びその化合物	mg/L							
3	有機燐化合物	mg/L			25	ほう素及びその化合物	mg/L			25	ほう素及びその化合物	mg/L							
4	鉛及びその化合物	mg/L			26	ふっ素及びその化合物	mg/L			26	ふっ素及びその化合物	mg/L							
5	六価クロム化合物	mg/L			27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L			27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L							
6	砒素及びその化合物	mg/L			28	1,4-ジオキサン	mg/L			28	1,4-ジオキサン	mg/L							
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L			29	水素イオン濃度	—			29	水素イオン濃度	—							
8	アルキル水銀化合物	mg/L			30	生物化学的酸素要求量	mg/L			30	生物化学的酸素要求量	mg/L							
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L			31	化学的酸素要求量	mg/L			31	化学的酸素要求量	mg/L							
10	トリクロロエチレン	mg/L			32	浮遊物質	mg/L			32	浮遊物質	mg/L							
11	テトラクロロエチレン	mg/L			33	鉱油類含有量	mg/L			33	鉱油類含有量	mg/L							
12	ジクロロメタン	mg/L			34	動植物油脂類含有量	mg/L			34	動植物油脂類含有量	mg/L							
13	四塩化炭素	mg/L			35	フェノール類含有量	mg/L			35	フェノール類含有量	mg/L							
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L			36	銅含有量	mg/L			36	銅含有量	mg/L							
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L			37	亜鉛含有量	mg/L			37	亜鉛含有量	mg/L							
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			38	溶存性鉄含有量	mg/L			38	溶存性鉄含有量	mg/L							
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L			39	溶存性マンガン含有量	mg/L			39	溶存性マンガン含有量	mg/L							
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L			40	クロム含有量	mg/L			40	クロム含有量	mg/L							
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L			41	大腸菌数	CFU/mL			41	大腸菌数	個/cm ³							
20	チウラム	mg/L			42	窒素含有量	mg/L			42	窒素含有量	mg/L							
21	シマジン	mg/L			43	燐含有量	mg/L			43	燐含有量	mg/L							
22	チオベンカルブ	mg/L			44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L			44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L							
備考 測定の頻度については、月 1 回以上とする。										備考 測定の頻度については、月 1 回以上とする。									

汚染土壌処理施設の構造に関する基準（案）新旧対照表

新	旧
汚染土壌処理施設の構造に関する基準 平成30年8月27日制定 令和3年3月22日一部改正 <u>令和7年 月 日一部改正</u> 第2 定義 この基準における用語の定義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次に掲げるものによるものとする。 1 ガイドライン 環境省 水・大気環境局 <u>環境管理課</u>が作成した汚染土壌の処理業に関するガイドラインをいう。 2 技術的留意事項 環境省 水・大気環境局 <u>環境管理課</u>が作成した汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項をいう。 第4 共通基準 汚染土壌処理施設の共通基準は、次に掲げるものによること。 6 著しい騒音及び振動の発生防止 ガイドライン2.2.1(8)及び技術的留意事項1.<u>7</u>によるもののほか、汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに当該汚染土壌処理施設に係る事業場を管轄する市町村が制定する騒音及び振動を規制する条例に定める規制基準以下となるよう必要に応じ適切な防音及び振動防止装置を設けること。 7 排水処理設備等（排水水を公共用水域に排出する場合） ガイドライン2.2.1(9)及び技術的留意事項1.<u>8</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。	汚染土壌処理施設の構造に関する基準 平成30年8月27日制定 令和3年3月22日一部改正 第2 定義 この基準における用語の定義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次に掲げるものによるものとする。 1 ガイドライン 環境省 水・大気環境局 <u>土壌環境課</u>が作成した汚染土壌の処理業に関するガイドラインをいう。 2 技術的留意事項 環境省 水・大気環境局 <u>土壌環境課</u>が作成した汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項をいう。 第4 共通基準 汚染土壌処理施設の共通基準は、次に掲げるものによること。 6 著しい騒音及び振動の発生防止 ガイドライン2.2.1(8)及び技術的留意事項1.<u>6</u>によるもののほか、汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地境界線における騒音及び振動を騒音規制法及び振動規制法並びに当該汚染土壌処理施設に係る事業場を管轄する市町村が制定する騒音及び振動を規制する条例に定める規制基準以下となるよう必要に応じ適切な防音及び振動防止装置を設けること。 7 排水処理設備等（排水水を公共用水域に排出する場合） ガイドライン2.2.1(9)及び技術的留意事項1.<u>7</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。

新	旧
(1) 排出水に含まれることが予想される有害物質等を別表第1に掲げる排出水基準に適合させることのできる排出水処理設備及び排出水の水質を測定するための設備を設けること。 (2) 排出先（公共用水域）が確保され、かつ、排出先までは管渠等の構造を有すること。 8 排出水処理設備等（排出水を排除して下水道を使用する場合） ガイドライン2.2.1(10)及び技術的留意事項1. <u>9</u>によること。 9 地下水モニタリング設備 ガイドライン2.2.1(11)及び技術的留意事項1. <u>10</u>によるもののほか、汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質を測定するために管径が100ミリメートル以上の観測井を設置すること。 第5 個別基準 1 浄化等処理施設の個別基準 技術的留意事項2.1から2. <u>9</u>でによるもののほか、次に掲げるものによること。 (1) 大気有害物質処理設備等 ガイドライン2.2.1(12)及び技術的留意事項1. <u>11</u>によるもののほか、次に掲げる条件を満たす大気有害物質処理設備等を設けること。 2 セメント製造施設の個別基準 技術的留意事項2. <u>10</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 (1) 大気有害物質処理設備等 ガイドライン2.2.1(12)及び技術的留意事項1. <u>11</u>によるもののほか、次に掲げる条件を満たす大気有害物質処理設備等を設けること。 3 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の個別基準 技術的留意事項2. <u>11</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。	(1) 排出水に含まれることが予想される有害物質等を別表第1に掲げる排出水基準に適合させることのできる排出水処理設備及び排出水の水質を測定するための設備を設けること。 (2) 排出先（公共用水域）が確保され、かつ、排出先までは管渠等の構造を有すること。 8 排出水処理設備等（排出水を排除して下水道を使用する場合） ガイドライン2.2.1(10)及び技術的留意事項1. <u>8</u>によること。 9 地下水モニタリング設備 ガイドライン2.2.1(11)及び技術的留意事項1. <u>9</u>によるもののほか、汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質を測定するために管径が100ミリメートル以上の観測井を設置すること。 第5 個別基準 1 浄化等処理施設の個別基準 技術的留意事項2.1から2. <u>8</u>までによるもののほか、次に掲げるものによること。 (1) 大気有害物質処理設備等 ガイドライン2.2.1(12)及び技術的留意事項1. <u>10</u>によるもののほか、次に掲げる条件を満たす大気有害物質処理設備等を設けること。 2 セメント製造施設の個別基準 技術的留意事項2. <u>9</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 (1) 大気有害物質処理設備等 ガイドライン2.2.1(12)及び技術的留意事項1. <u>10</u>によるもののほか、次に掲げる条件を満たす大気有害物質処理設備等を設けること。 3 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の個別基準 技術的留意事項2. <u>10</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。

新	旧
4 埋立処理施設（水面埋立処理施設）の個別基準 技術的留意事項2. <u>12</u>によること。 5 埋立処理施設（盛土構造物等）の個別基準 技術的留意事項2. <u>13</u>によること。 6 分別等処理施設の個別基準 技術的留意事項2. <u>14</u>及び2. <u>15</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 (1) 大気有害物質処理設備等 ガイドライン2. 2. 1(12)及び技術的留意事項1. <u>11</u>によるもののほか、排出口及び大気有害物質処理設備を設けている場合、大気有害物質処理設備が適切に機能しているか確認するために、大気有害物質の測定を行うことができる大気有害物質測定設備（排気を採取するための採取口及び足場等）を設けること。 <u>附則</u> <u>1 施行期日</u> <u>この基準は、令和7年 月 日から施行する。</u>	4 埋立処理施設（水面埋立処理施設）の個別基準 技術的留意事項2. <u>11</u>によること。 5 埋立処理施設（盛土構造物等）の個別基準 技術的留意事項2. <u>12</u>によること。 6 分別等処理施設の個別基準 技術的留意事項2. <u>13</u>及び2. <u>14</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 (1) 大気有害物質処理設備等 ガイドライン2. 2. 1(12)及び技術的留意事項1. <u>10</u>によるもののほか、排出口及び大気有害物質処理設備を設けている場合、大気有害物質処理設備が適切に機能しているか確認するために、大気有害物質の測定を行うことができる大気有害物質測定設備（排気を採取するための採取口及び足場等）を設けること。

新			旧		
別表第1 排水基準			別表第1 排水基準		
	項 目	排水基準		項 目	排水基準
1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L	1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L
2	シアン化合物	不検出	2	シアン化合物	不検出
3	有機リン化合物	不検出	3	有機リン化合物	不検出
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.05 mg/L	5	六価クロム化合物	0.05 mg/L
6	砒素及びその化合物	0.05 mg/L	6	砒素及びその化合物	0.05 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	不検出	8	アルキル水銀化合物	不検出
9	ポリ塩化ビフェニル	不検出	9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L	12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L	13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L	20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L	21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L	22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L	23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L 海域以外 10 mg/L	25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L 海域以外 10 mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L (10 mg/L) ※1 海域以外 8 mg/L	26	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L (10 mg/L) ※1 海域以外 8 mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

新			旧		
29	水素イオン濃度	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6	29	水素イオン濃度	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6
30	生物化学的酸素要求量 ※ 2	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4	30	生物化学的酸素要求量 ※ 2	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4
31	化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4	31	化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4
32	浮遊物質	40 mg/L (20 mg/L) ※ 4	32	浮遊物質	40 mg/L (20 mg/L) ※ 4
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3 mg/L (2 mg/L) ※ 4	33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3 mg/L (2 mg/L) ※ 4
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5 mg/L (3 mg/L) ※ 4	34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5 mg/L (3 mg/L) ※ 4
35	フェノール類含有量	0.5 mg/L	35	フェノール類含有量	0.5 mg/L
36	銅含有量	1 mg/L	36	銅含有量	1 mg/L
37	亜鉛含有量	1 mg/L	37	亜鉛含有量	1 mg/L
38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4	38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4
39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4	39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4
40	クロム含有量	0.5 mg/L	40	クロム含有量	0.5 mg/L
41	<u>大腸菌数</u>	<u>800 CFU/mL</u>	41	<u>大腸菌群数</u>	<u>3000 個/cm³</u>
42	窒素含有量 ※ 5	120 mg/L 《日間平均 60 mg/L》※ 6	42	窒素含有量 ※ 5	120 mg/L 《日間平均 60 mg/L》※ 6
43	リン含有量 ※ 5	16 mg/L 《日間平均 8 mg/L》※ 6	43	リン含有量 ※ 5	16 mg/L 《日間平均 8 mg/L》※ 6
44	ダイオキシン類 ※ 7	10 pg-TEQ/L	44	ダイオキシン類 ※ 7	10 pg-TEQ/L

検定方法については、1 から 43 までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 環境庁告示 64 号）」、44 の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項第 2 号によること。
 ※ 1 （ ）内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。
 ※ 2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。
 ※ 3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。
 ※ 4 （ ）内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。
 ※ 5 日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 ※ 6 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。
 ※ 7 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。

検定方法については、1 から 43 までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 環境庁告示 64 号）」、44 の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項第 2 号によること。
 ※ 1 （ ）内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。
 ※ 2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。
 ※ 3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。
 ※ 4 （ ）内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。
 ※ 5 日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 ※ 6 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。
 ※ 7 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。

汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準（案）新旧対照表

新	旧
汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準 平成30年8月27日制定 令和3年3月22日一部改正 <u>令和7年 月 日一部改正</u> 第2 定義 この基準における用語の定義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次に掲げるものによるものとする。 3 ガイドライン 環境省 水・大気環境局 <u>環境管理課</u>が作成した汚染土壌の処理業に関するガイドラインをいう。 11 技術的留意事項 環境省 水・大気環境局 <u>環境管理課</u>が作成した汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項をいう。 第3 共通基準 汚染土壌処理施設の共通基準は、次に掲げるものによること。 11 公共用水域への排出 ガイドライン2.2.6(16)によるもののほか、次に掲げるものによること。 (1) 排出水の水質は、別表第1に掲げる排出水基準に適合するよう維持管理するとともに、月1回以上（ダイオキシン類にあっては、年1回以上）水質の測定を実施し、かつ、記録すること。 (2) 排水処理設備の機能の状態を月1回以上点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 第4 個別基準 1 浄化等処理施設の個別基準 技術的留意事項2.1から2.<u>9</u>までによるもののほか、次に掲げるものによること。	汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準 平成30年8月27日制定 令和3年3月22日一部改正 第2 定義 この基準における用語の定義は、指導要綱第2条に定めるもの及び次に掲げるものによるものとする。 3 ガイドライン 環境省 水・大気環境局 <u>土壌環境課</u>が作成した汚染土壌の処理業に関するガイドラインをいう。 11 技術的留意事項 環境省 水・大気環境局 <u>土壌環境課</u>が作成した汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項をいう。 第3 共通基準 汚染土壌処理施設の共通基準は、次に掲げるものによること。 11 公共用水域への排出 ガイドライン2.2.6(16)によるもののほか、次に掲げるものによること。 (1) 排出水の水質は、別表第1に掲げる排出水基準に適合するよう維持管理するとともに、月1回以上（ダイオキシン類にあっては、年1回以上）水質の測定を実施し、かつ、記録すること。 (2) 排水処理設備の機能の状態を月1回以上点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。 第4 個別基準 1 浄化等処理施設の個別基準 技術的留意事項2.1から2.<u>8</u>までによるもののほか、次に掲げるものによること。

新	旧
2 セメント製造施設の個別基準 技術的留意事項2. <u>10</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 3 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の個別基準 技術的留意事項2. <u>11</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 4 埋立処理施設（水面埋立処理施設）の個別基準 技術的留意事項2. <u>12</u>によること。 5 埋立処理施設（盛土構造物等）の個別基準 技術的留意事項2. <u>13</u>によること。 6 分別等処理施設の個別基準 技術的留意事項2. <u>14</u>及び2. <u>15</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 <u>附則</u> <u>1 施行期日</u> <u>この基準は、令和7年 月 日から施行する。</u>	2 セメント製造施設の個別基準 技術的留意事項2. <u>9</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 3 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の個別基準 技術的留意事項2. <u>10</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。 4 埋立処理施設（水面埋立処理施設）の個別基準 技術的留意事項2. <u>11</u>によること。 5 埋立処理施設（盛土構造物等）の個別基準 技術的留意事項2. <u>12</u>によること。 6 分別等処理施設の個別基準 技術的留意事項2. <u>13</u>及び2. <u>14</u>によるもののほか、次に掲げるものによること。

新			旧		
別表第1 排水基準			別表第1 排水基準		
項 目		排水基準	項 目		排水基準
1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L	1	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L
2	シアン化合物	不検出	2	シアン化合物	不検出
3	有機リン化合物	不検出	3	有機リン化合物	不検出
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L	4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
5	六価クロム化合物	0.05 mg/L	5	六価クロム化合物	0.05 mg/L
6	砒素及びその化合物	0.05 mg/L	6	砒素及びその化合物	0.05 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
8	アルキル水銀化合物	不検出	8	アルキル水銀化合物	不検出
9	ポリ塩化ビフェニル	不検出	9	ポリ塩化ビフェニル	不検出
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L	10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
12	ジクロロメタン	0.2 mg/L	12	ジクロロメタン	0.2 mg/L
13	四塩化炭素	0.02 mg/L	13	四塩化炭素	0.02 mg/L
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
20	チウラム	0.06 mg/L	20	チウラム	0.06 mg/L
21	シマジン	0.03 mg/L	21	シマジン	0.03 mg/L
22	チオベンカルブ	0.2 mg/L	22	チオベンカルブ	0.2 mg/L
23	ベンゼン	0.1 mg/L	23	ベンゼン	0.1 mg/L
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L 海域以外 10 mg/L	25	ほう素及びその化合物	海域 230 mg/L 海域以外 10 mg/L
26	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L (10 mg/L) ※ 1 海域以外 8 mg/L	26	ふっ素及びその化合物	海域 15 mg/L (10 mg/L) ※ 1 海域以外 8 mg/L
27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	27	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L

新			旧		
28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
29	水素イオン濃度	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6	29	水素イオン濃度	海域 5.0～9.0 海域以外 5.8～8.6
30	生物化学的酸素要求量 ※ 2	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4	30	生物化学的酸素要求量 ※ 2	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4
31	化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4	31	化学的酸素要求量 ※ 3	20 mg/L (10 mg/L) ※ 4
32	浮遊物質量	40 mg/L (20 mg/L) ※ 4	32	浮遊物質量	40 mg/L (20 mg/L) ※ 4
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3 mg/L (2 mg/L) ※ 4	33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	3 mg/L (2 mg/L) ※ 4
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5 mg/L (3 mg/L) ※ 4	34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	5 mg/L (3 mg/L) ※ 4
35	フェノール類含有量	0.5 mg/L	35	フェノール類含有量	0.5 mg/L
36	銅含有量	1 mg/L	36	銅含有量	1 mg/L
37	亜鉛含有量	1 mg/L	37	亜鉛含有量	1 mg/L
38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4	38	溶解性鉄含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4
39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4	39	溶解性マンガン含有量	5 mg/L (1 mg/L) ※ 4
40	クロム含有量	0.5 mg/L	40	クロム含有量	0.5 mg/L
41	大腸菌数	800 CFU/mL	41	大腸菌群数	3000 個/cm ³
42	窒素含有量 ※ 5	120 mg/L 《日間平均 60 mg/L》※ 6	42	窒素含有量 ※ 5	120 mg/L 《日間平均 60 mg/L》※ 6
43	燐含有量 ※ 5	16 mg/L 《日間平均 8 mg/L》※ 6	43	燐含有量 ※ 5	16 mg/L 《日間平均 8 mg/L》※ 6
44	ダイオキシン類 ※ 7	10 pg-TEQ/L	44	ダイオキシン類 ※ 7	10 pg-TEQ/L

検定方法については、1 から 43 までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示 64 号）」、44 の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項第 2 号によること。
 ※ 1 （ ）内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。
 ※ 2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。
 ※ 3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。
 ※ 4 （ ）内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。
 ※ 5 日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 ※ 6 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。
 ※ 7 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。

検定方法については、1 から 43 までの項目は「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示 64 号）」、44 の項目はダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項第 2 号によること。
 ※ 1 （ ）内の数値は、排水量 30 m³/日以上の場合の基準値。
 ※ 2 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。
 ※ 3 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。
 ※ 4 （ ）内の数値は、排水量 500 m³/日以上の場合の基準値。
 ※ 5 日間平均による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 ※ 6 《 》内の数値は、東京湾に排出する場合にあわせて適用。
 ※ 7 ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。